



당당한 선택 지원 입영  
내 청춘에 충성!  
Military Manpower Adminstration

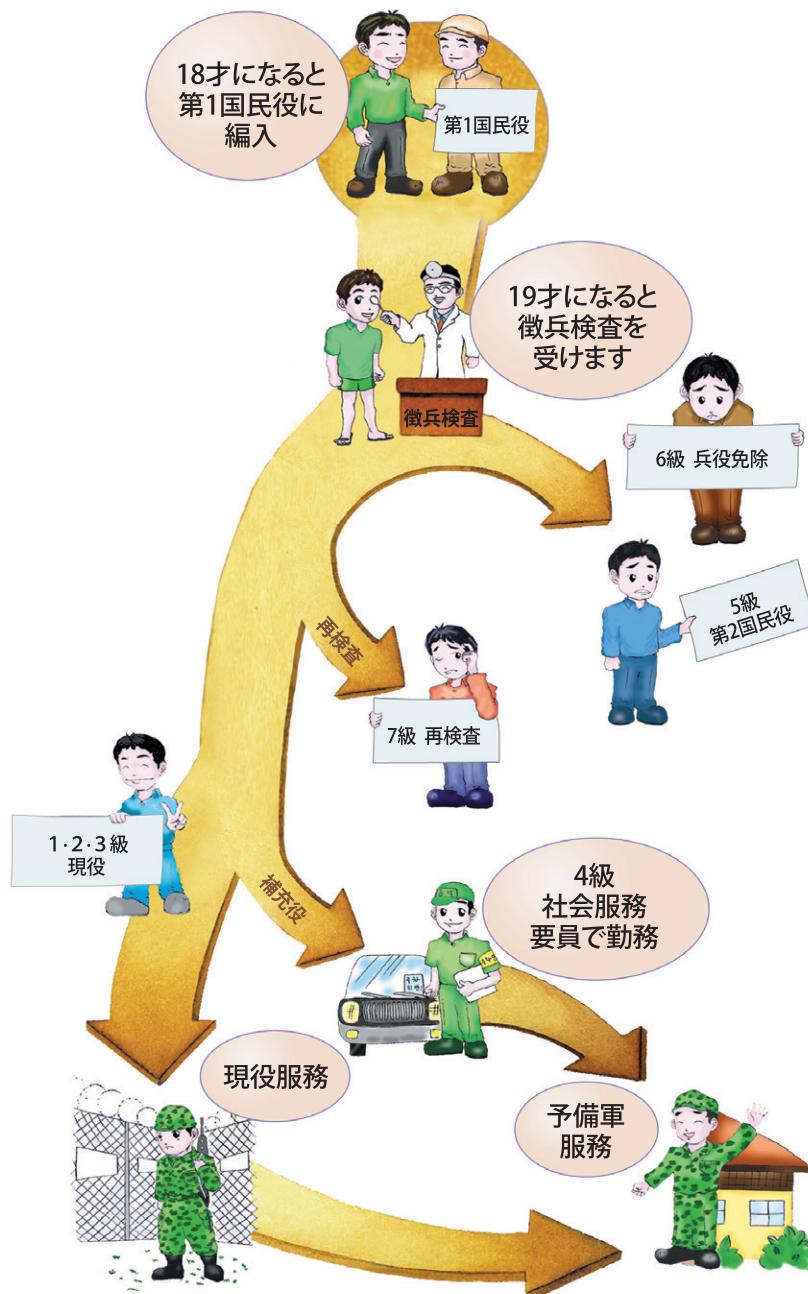


# 2014年 兵役義務者の国外旅行案内

Military Manpower Administration  
[www.mma.go.kr](http://www.mma.go.kr)



# 兵役義務 移行過程図



※ 00才から: 00才になる年の1月1日から、00才まで: 00才になる年の12月31日まで

## 目次

2014年兵役義務者の国外旅行案内  
[www.mma.go.kr](http://www.mma.go.kr)

➤ 在外国民と兵役義務 .....	4
➤ 国外移住事由 国外旅行期間 延長許可 .....	5
➤ 国外旅行許可の取消 .....	7
➤ 複数国籍者の兵役義務 .....	9
➤ 在外国民2世と兵役義務 .....	11
➤ 永住権者等の入営希望願制度 .....	13

# 01 在外国民と兵役義務



## ▶ 在外国民とは?

- ・国外に移住し住んでいる(国外居住する)大韓民国の国民
  - 大韓民国国民で日本国の国籍を持っている複数国籍者、日本国で出生した特別永住者、永住者 等は在外国民です

## ▶ 在外国民である男子の兵役義務

- ・在外国民である男子は、大韓民国国民として憲法と兵役法により兵役義務を果たさなければなりません
- ・在外国民である男子は、国外居住する期間は兵役が延期できますが、定まった期間以上の国内滞在、国内就職等営利活動をする場合は、規定により兵役義務を履行しなければなりません
- ・在外国民である男子は、18才から兵役義務対象者になり、24才までは国外居住する期間では延期書類を提出しなくとも徴兵検査が延期されます
- ・但し、25才以後は兵務庁の国外旅行の許可を取得して国外居住しなければなりません

**質問1 18才から兵役義務対象者になると知っていますが、18才の基準を教えてください**

**答え1** 兵役移行に関聯し、00才からというのは00才になる年の1月1日から、00才までというのは00才になる年の12月31日までをいいます。例えば、1996年12月30日出生した者は、2014年1月1日から12月31日までは“18才”です

## 02\_国外移住事由 国外旅行期間 延長許可



### 制度の趣旨

国外に移住し住んでいる兵役義務者に、国外旅行許可を取得させ、許可期間中は兵役を延期することによって、海外での安定的な生活を保証することです

▶ **申請対象** : 25才以上の男子

▶ **申請時期** : 24才から

▶ **目的別による許可期間など**

区分	許可対象	許可期間	必要書類
永住権を取得した者	永住権を取得し、その国で3年以上居住し続けた者 ・永住権(日本国の「特別永住者」「永住者」を含む) ・5年以上長期滞留資格(無期限滞留資格を含む) ただし条件付きまたは臨時永住権を取得した場合は除外		・家族居住事実確認書 ・滞留資格写本
父あるいは母が永住権を取得した者	父母とともに国外に居住する者で、父あるいは母が永住権を取得した者 ・永住権(日本国の「特別永住者」「永住者」を含む) ・5年以上長期滞留資格(無期限滞留資格を含む) ただし父あるいは母が条件付きまたは臨時永住権を取得した場合は除外	37才まで	・家族居住事実確認書 ・滞留資格写本 ・父あるいは母の居住旅券写本
父母とともに5年以上居住した者	父母と一緒に5年以上国外で居住し続けた者 ただし父あるいは母が国外派遣公務員および駐在員の場合は除外		・家族居住事実確認書
複数国籍者	永住権あるいは市民権をもつ父あるいは母とともに国外に居住する者 父とともに24才以前から国外に居住する者 国外で10年以上続けて居住する者 ただし父母が国内に居住する場合は除外		・外国市民権者であることを証明する書類 ・家族居住事実確認書
24才以前海外移住者	外交通商部長官に海外移住申告の後、出国して国外に居住する者		・海外移住申告確認書

※民願書式の位置：「兵務庁ホームページ → 民願マダン → 民願申し込み・照会 → 民願書式」



## 出願機関

- ・滞在地域を管轄する在外公館(大使館、領事館)



## 国外旅行許可制限対象

- ・兵役を忌避、または忌避したことのある者
- ・国外旅行許可義務を違反した者 等

### 質問1

26才の者で、外国で出生し、外国の市民権を取得しました。父母とともに国外に居住するという理由で、37才まで徴兵検査を延期しました。

ところが在外公館に旅券発給の申請をしたところ、兵務庁長の許可を得ていないということで、旅券発給ができないと言われました。国外旅行期間延長許可申請書を提出しなければなりませんか？

### 答え1

24才以下の兵役義務者は、兵務庁の許可がなくても24才まで国外に滞在することができます。しかし、25才以後も続けて国外に滞在する場合、25才になる年の1月15日までに国外滞在を証明する書類を準備し、所轄の在外公館に国外旅行許可申請書を提出しなければなりません。

たとえ37才まで「父母とともに海外で居住する複数国籍者」として徴兵検査を延期したとしても、兵務庁長の国外旅行許可を得ないのであれば、市民権・永住権などの滞在資格を準備し、在外公館にて国外旅行許可発給の手続きをしなければなりません。

### 質問2

25才になる前に海外移住した者、あるいは海外で出生し、その後も続けて海外に滞在している者の海外旅行期間延長許可の手続きは？

### 答え2

25才になる前に海外移住した者、または国外で出生してその後も続けて国外に滞在する者の場合、25才になる年の1月15日までに国外滞在を証明する書類を作成し、国外旅行許可申請書を所轄の在外公館に提出すれば、国外旅行期間延長許可の発給を得ることができます。

### 質問3

父はまだ永住権を取得することができませんが、永住権を取得した母と一緒に居住しています。父母の中で一人でも永住権を取得している場合でも、国外旅行期間延長許可をもらえるのでしょうか？

### 答え3

父母とともに国外に居住しながら父あるいは母が永住権を取得した場合は、37才までを許可期間とする国外旅行許可の取得が可能となりました。この場合、兵役義務者が許可を得て国内で6ヶ月以上滞在もしくは就業などの営利活動をすれば、国外旅行許可は取り消しとなり、兵役義務が賦課されることがあります。

## 03\_国外旅行許可の取消



### ▶ 制度の趣旨

国外に移住し住んでいる事由によって国外旅行許可を取得し、兵役の延期中の者が、国内での長期間の滞在、国内就職等営利活動をする場合は、国外移住者としての資格に適しないので、国外旅行許可を取消、兵役義務を賦課します。

### ▶ 国外旅行許可の取消対象

国外移住の理由で兵役を延期した者が以下の項目のうちの一つに該当した場合、国外旅行許可は取り消され、兵役義務が課せられます。

- ・「海外移住法」規定により、永久帰国の申告をした者。
- ・1年のうち合計6ヶ月以上、国内に滞在した者。  
(国内教育機関での修学を目的に国内滞在した場合は、義務賦課対象で除外)
- ・国内教育機関で修学している者で、修学期間中その父・母、または配偶者が1年のうち合計6ヶ月以上国内に滞在した者。
- ・国内で就業など営利活動をした者。
- ・‘永住権を取得した父または母と海外で居住’等、国外での居住を条件で許可を得た場合、本人、父または母が1年のうち合わせて6ヶ月以上、国内で滞在する場合。  
※ 兵役義務者が許可期間中に永住権を取得した場合、本人の永住権取得により改めて国外旅行許可が与えられ、その後実際に本人の永住権取得によって許可を受けた場合には、父あるいは母の国内での滞在は兵役義務と無関係となります。

#### ※ 国内滞在期間算定方法

- ・「1年のうち」というのは、算定日を基準に逆算して1年になる日までの期間  
例) 2008年1月10日(算定日) → 2007年1月11日(逆算して1年になる日)
- ・「合計6ヶ月以上」というのは、「1年のうち」に入国した回数に制限なく、国内に滞在した期間が183日を越える場合  
例1) 2008年1月10日入国し183日となる日まで国内に滞在した場合  
例2) 2007年1月11日～2008年1月10日の期間のうち、国内滞在期間を合算して183日となる場合

### 質問1

私は永住権を取得し、37才まで国外旅行許可を受けて、兵役を延期しました。国外旅行許可をもらった時には父母と一緒に暮していましたが、昨年父母が永久帰国をしました。この場合も父母の国内長期滞在による国外旅行許可取消の対象となりますか？

### 答え1

本人の永住権取得により37才までを許可期間とする国外旅行許可を取得すれば、父母の国内長期滞在または永久帰国などは兵役義務と関係ありません。すなわち、父あるいは母の国内長期滞在による国外旅行許可の取消および兵役義務賦課を規定した法令で、「本人の永住権取得による許可を得た者」は該当事項とはなっていません。

### 質問2

国内の大学附設語学院に在学中の者も、国内教育機関修学者として国内滞在は可能でしょうか？

### 答え2

大学附設語学院(堂)に属する者も、国内教育機関修学者として認められ、兵役の延期は可能です。

### 質問3

国内教育機関に修学中の者です。国内で営利活動ができるのでしょうか？

### 答え3

国外移住者で国内教育機関に在学のうち、就業などの営利活動に従事した場合、国外旅行許可は取り消され、兵役義務が賦課されることとなります。

### 質問4

国外移住者として国外旅行許可を得、37才まで兵役を延期しました。日本企業の韓国支社に6ヶ月間派遣勤務を命じられましたが、この場合はどうすればいいですか？

### 答え4

国外移住の事由で兵役を延期した者が、国内で60日以上経済活動をする場合は、国外移住者としての資格に適しないので、兵役義務を賦課します。

従って、外国企業の国内支社に勤務する場合でも、60日を越えて滞在すると、国外移住許可を取消、兵役義務を賦課します。



## 04\_複数国籍者の兵役義務



### 複数国籍者とは?

- ・国籍が異なる父母の間で生まれた者が、出生と同時に父母の国籍をすべて取得する場合のように、二つ以上の国籍を保有する者をいいます。
- ・父母が大韓民国の国民である者は、出生と同時に大韓民国の国籍が附与され、家族関係登録申告(出生申告)をしなくとも、大韓民国の国民としての権利と義務が附与されます。



### 外国国籍の選択による兵役義務

- ・複数国籍の男子は18才3月31日まで外国の国籍を選択すれば、大韓民国の国籍は喪失され兵役義務はありませんが、その期間を過ぎれば、国籍選択が制限されますので、兵役義務が賦課されます。
- ・永住権者は外国の国籍を取得すると、大韓民国の国籍は自動的に喪失され、兵役義務もありません。



### 複数国籍 兵役義務者の国外旅行許可

- ・複数国籍者は父または母と一緒に国外で居住している場合、37才まで国外旅行許可を得、兵役を延期することが出来ます。

質問1

複数国籍者が兵務庁より国外旅行許可を得ずに外国旅券(名前)で出・入国することは可能なのでしょうか?

答え1

複数国籍者も、国外旅行の時には許可を得なければなりません。国外旅行許可を取得せずに外国旅券で出入国することは国外旅行許可義務に違反することであり、今後の出入国に制限を招くこととなります。

## 質問2

韓国の国民のうち、外国国籍または市民権の取得後にも家族関係登録簿が整理されていない者は複数国籍者となりますか？

## 答え2

韓国の国籍法上、韓国人が自ら外国に帰化しその国籍または市民権を取得した場合は、それと同時に韓国国籍を失います。

ただし実際には外国国籍または市民権を取得しても、その国の政府から通報はありません。そのため取得者が外国官署あるいは家族関係登録官署に申告しない限り、家族関係登録簿は整理されずそのまま残り続けます。しかし、これは韓国国籍を保持し続けることを意味しません。本来、家族関係登録簿は国籍喪失に伴い整理されるべきですが、本人やその家族から申告がないため、整理されないままとなってしまうのです。

ある人が外国国籍(市民権)を取得し、その国の旅券発給を受けたにも関わらず、それまで所持していた韓国旅券を使って韓国に出入国したことがあります。これは出入国管理法違反であり、刑事処罰や反則金または過怠料処分の対象となってしまいます。

## 質問3

日本人の父と、韓国人の母の間で出生した者は、大韓民国の国民ですか。

## 答え3

日本と大韓民国は血統主義の国家でありますので、父母のうち、どちらでも一人が韓国人の場合、その子供は大韓民国の国民です。

但し、1998年6月13日以前に生まれた者は、父が韓国人である場合のみ大韓民国の国籍が附与されますので、父が日本人の場合は大韓民国の国民ではありません。



## 05 在外国民2世と兵役義務



### ▶ 在外国民2世とは？

国外で出生した者(6才以前国外に出国した者を含め)で、17才まで本人と父母が続けて国外で居住し、外国政府から国籍・市民権を取得するか、永住権がない国家で期間無制限の滞留資格(5年以上長期滞留資格を含め)を取得し、在外国民2世であることを証明された者をいいます。

この場合、初・中等教育法第2条の規定により、17才以前に国内の学校で通算3年の範囲内で修学した場合も、外国で居住し続けたことと見なされます。

※ 7才から17才までの期間中に、1年に通算60日を越えて国内に滞在したことがある場合は在外国民2世とは認められません。

### ▶ 確認(受付)機関

- ・滞在地域管轄在外公館
- ・兵籍管轄地方兵務(支)庁

### ▶ 必要書類

- ・本人および父母の滞留資格(永住権または市民権)写本
- ・本人および父母の居住旅券写本
- ・家族関係証明書

### ▶ 兵役義務 賦課特例

- ・在外国民2世は、国内滞在及び就業等において制限がなく、本人が永久帰国の申告の場合のみ兵役義務が賦課されます。



## 在外国民2世と認められない場合

- 以下の場合には、在外国民2世としての資格を取得した者であっても、在外国民2世として認められません。
  - 父、または母が永久帰国の申告をした場合
  - 1994年1月1日以後の出生者で、18才以後、全部合算して3年を越えて国内に滞在した場合

質問1

父母が国外移住後、最近帰国して韓国に居住しています。この場合、在外国民2世に該当しますか？

答え1

在外国民2世は父母が在外国民であることを前提にしています。そのため父母が永久帰国して韓国に居住していれば、在外国民2世として認められません。

質問2

「在外国民2世」はどのような場合に兵役義務に課せられますか？

答え2

「在外国民2世」には、海外移住法の規定により「永久帰国情申告」をした場合に兵役義務が課せられます。ですから6才以前に海外移住した者は永住権を返納し、「永久帰国情申告」をした場合に兵役義務に課せられることとなります。

質問3

在外国民2世が18才以後、国内で進学する場合は、どうなりますか。

答え3

在外国民2世は、国内滞在期間及び営利活動に制限がありません。しかし、1994年以後の出生者は、18才以後国内滞在期間が、全部合算して3年を越える場合、在外国民2世の資格を失い、国外移住者と同様、国内滞在期間等で制限があります。



## 06\_永住権者等の入営希望願制度



### ▶ 永住権者等の入営希望願制度とは?

永住権の取得もしくは国外移住等による国外旅行許可取得者が兵役義務履行を希望する場合、徴兵検査日時、場所、入営日時を本人自らが選択し、希望時期に兵役履行ができるよう配慮するし、軍服務中、定期休暇を利用し移住国家を訪問しようとすれば、出・帰国を保証することと、訪問に必要な往復航空料等の旅費を国家が負担する制度です。

ただし、第3国滞在可能期間が6ヶ月で、永住権維持のため、必ず6ヶ月毎永住権国家を訪問しなければならない永住権者は、年2回永住権国家への国外旅行ができます。この場合、本人が直接関連法令等の資料を提出して、6ヶ月ごとに永住権国家を訪問しなければならない事実を立証しなければなりません。

### ▶ 出願対象者

- ・永住権を取得した者
- ・永住権制度がない国家で無期限滞留資格(5年以上長期滞留資格を含む)を持つ者
- ・国外移住の理由で国外旅行許可を得た者
- ・在外国民登録簿に在外国民として記載された父母ともに国外に居住している者で、
  - 複数国籍者
  - 父母と一緒に国外居住期間が5年以上の者
  - 父あるいは母が永住権(または市民権)を取得した者

### ▶ 受付および提出書類

- ・受付：兵務庁ホームページ、地方兵務庁、仁川空港兵務民願センター

#### ※ 兵務庁ホームページ「永住権者等入営希望願」の手続き

兵務廳ホームページ → 民願広場 → 民願申請 → 「国外旅行・国外滞在 民願申請」→「永住権者 等入営希望申請」→公認認證書ログイン → 入営日時及び徴兵検査日時選択

- ・提出書類：永住権者等 入営希望申請書(インターネット申請の場合、不要)  
永住権写本 等 証憑書類

## ▶ 兵役義務

- ・本人の希望時に徴兵検査および入営
  - 入営希望時期は国外移住者の国内滞在可能期間の範囲(6ヶ月)による
  - 徴兵検査時期および場所の選択が可能
  - 現役兵募集志願の際、加算点が付与
- ・本人の適性、特技、希望分野を考慮し、補職賦與及び勤務地配置
  - ※ 入営後1週間の軍適応プログラム運営、韓国文化や軍隊での礼儀等を教育  
(陸軍訓練所、分期1回)
- ・訓練所入所後、希望勤務地域(第1~3志望)の確認と勤務地への配置
  - ※ 勤務地域を地域ごとに1ヶ所選択(陸軍訓練所入所の場合)
    - 第1志望 : ソウル、仁川、大田、大邱、釜山、蔚山、光州
    - 第2志望 : 高陽、議政府、東頭川、楊州、春川、原州、江陵、城南、安養、水原、龍仁、全州、昌原
    - 第3志望 : その他の地域

## ▶ 2014年度軍適応プログラム運営入営日時(陸軍訓練所)

- ・3.10(月)/5.12(月)/8.11(月)/10.6(月)
  - ※ 上記の日時以外にも、希望に応じて入営可能です。

## ▶ 入営希望申請の取消

永住権入営希望願の取り消しを望む場合、入営日前日までに地方兵務庁長に取消申請書を提出

## ▶ 国外旅行保証及び休暇旅費支給

- ・現役兵の場合：定期休暇の期間内び国外旅行を保証、移住国訪問に必要な往復航空費および国内旅費は国家より支給(転役の時、片道分の航空費支給)
- ・公益勤務要員として服務中の場合：永住権維持を目的とした国外旅行時、年1回に限り往復航空費の受給可能

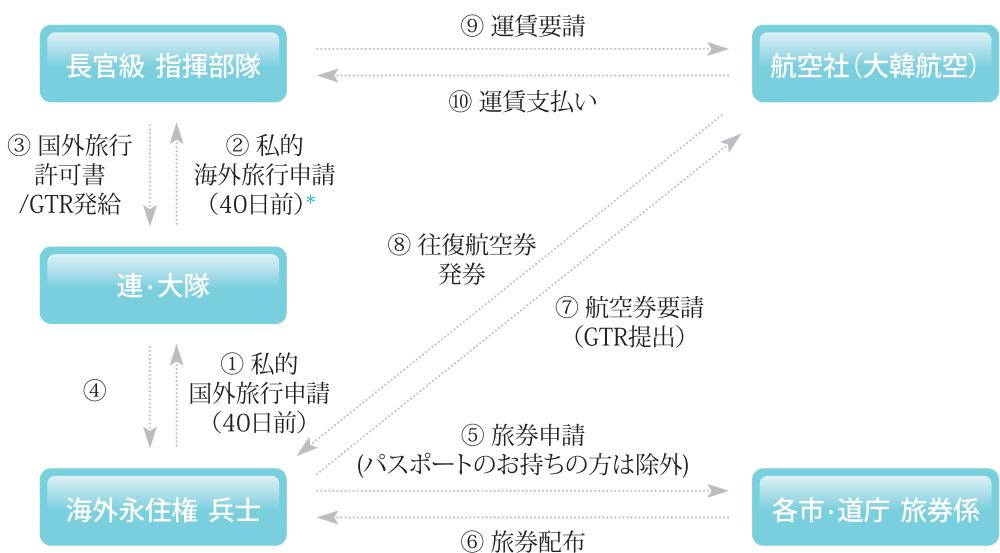
## ▶ 休暇(転役)時の旅費支給

- ・旅費は定期休暇および転役時に支給
- ・定期休暇の旅費は年2回まで、永住権維持を目的に該当国へ出国する際に支給、永住権の更新が不要の国やその他の国家の居住者は定期休暇の範囲で支給

- ・永住権維持を目的に所定回数を超過して該当国を訪問する場合、本人が自ら関連法令等の資料を提出し、その事実を証明すること
- ・原則として、旅費支給金額は政府航空要請書(GTR, Government Transportation Request)の発給による(エコノミークラス、実費原則)。該当国のビザ発給のため、やむをえず個人で航空券を購入した場合は政府航空要請書(GTR)の範囲内で個人への支給可能



## 国外旅行の手続き



\* 国外旅行許可書2部、身元調査結果書1部、パスポートのお持ちの方は除外、休暇申請書・計画書1部





2014年  
兵役義務者の**国外**旅行案内